

平成二十三年二月十六日提出
質問第七一号

本年二月七日の「北方領土の日」における菅直人内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

本年二月七日の「北方領土の日」における菅直人内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

本年二月七日、「北方領土の日」に東京都千代田区の九段会館で行われた北方領土返還要求全国大会（以下、「大会」という。）において、菅直人内閣総理大臣は、来賓あいさつの中で、昨年十一月一日、ロシアのメドベージェフ大統領が国後島を訪問したことに関し、「許しがたい暴挙で、直後の首脳会談でも強く抗議した」との旨の発言（以下、「発言」という。）をしている。右を踏まえ、質問する。

一 外務省事務方の説明によると、「発言」は、外務省はじめ事務方の発案ではなく、菅総理自身が自ら考へ、いわばアドリブのような形でなされたものとのことであるが、確認を求める。

二 「大会」直後の二月十一日、日口外相会談が行われた。右会談では、ラブロフ外相より「発言」に対する強い不満が表明されている。また「発言」がなされた直後、ロシア側は強く反発している。菅総理として、どのような戦略の下、「発言」を行ったのか、「発言」をすることにより、ロシア側がどのような反発を見せ、それにより今後の日口間の北方領土交渉並びに平和条約交渉にどのような影響を与えるのか等、綿密な計算をした上で「発言」を行ったのか等、菅総理が「大会」において「発言」を行うことを決断した経緯についての説明を求める。

三 菅総理として、「発言」を行ったことは、日ロ間の北方領土交渉並びに平和条約交渉に良い影響を与え、我が国の国益に資するものとなったと認識しているか。しているのなら、その根拠について説明されたい。

四 二で触れたように、「発言」直後、ロシア側は強烈な反応を示している。菅総理として、「発言」を行った後、ロシア側に何らかの説明をしているか。

五 北方領土は我が国固有の領土でありながら、ロシアにより不法占拠されている。旧ソ連時代も含め、ロシアの国家元首による北方領土訪問がなされたことは過去になかったのにも関わらず、昨年十一月、メドベージェフ大統領が国後島を訪問し、またその後もロシアの閣僚等が相次いで訪問をすることは、我が国国民の感情を逆なでする許し難い行為である。さはさりながら、我が国の行政のトップが、「暴挙」という厳しい言葉を用いて、公の場で声高にロシアの国家元首を批判することは、日ロ両国で静かで冷静な議論を作ろうとする機運を奪い去ってしまうものであり、逆に北方領土が我が国から遠ざかることにつながり、我が国の国益を損ねることになったのではないのか。菅総理の見解如何。

右質問する。